

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和4年2月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100403号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2100021号

第1 結論

昭和60年3月の請求期間及び昭和61年8月から同年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和60年3月
② 昭和61年8月から同年11月まで

請求期間①及び②は、いずれも仕事を辞めて再就職するまでの期間であり、私は、その都度、A市役所で国民年金の加入手続を行った。請求期間①及び②の保険料についても、その手続の際に同市役所で納付したので、請求期間①及び②について、納付記録がないのは納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金の被保険者資格取得の手続については、会社を退職する都度、A市役所で行い、保険料についても、その際に納付した旨陳述し、訂正請求を行っている。

また、請求期間①は1か月、請求期間②は4か月であり、いずれも短期間である上、請求者は、請求期間①及び②以外の国民年金加入期間において、保険料の未納はない。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者については、平成2年9月10日に初めて国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたことが確認できることから、この頃に加入手続が行われ、請求者から提出された年金手帳に記載の国民年金手帳記号番号が、A市において請求者の婚姻(平成2年8月*日)後の姓で払い出されたものとみられる。この際に、遡って請求期間①及び②に係る被保険者資格を取得及び喪失する一連の事務処理がまとめて行われていることから、請求者は、請求期間①及び②当時、国民年金に未加入であったこととなり、請求期間①及び②に係る保険料を、請求者が主張する時期に納付することはできなかったものとみられる。

また、上述の加入手続時期(平成2年9月頃)を基準とすると、請求期間①及び②の保険料については、既に2年の時効が成立しており、請求者は、当該加入手続後においても、請求期間①及び②の保険料を遡って納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求期間①及び②については、いずれも厚生年金保険被保険者期間に挟ま

れた期間であり、請求者は、会社を退職する都度、国民年金に係る手続を行う必要があった。しかし、上述のとおり、オンライン記録によると、請求期間①及び②に係る被保険者資格を取得及び喪失する一連の事務処理が平成2年9月10日付けでまとめて行われていることから、請求者の陳述とは相違している。

加えて、請求者の主張に沿って、請求期間①及び②の保険料を納付するためには、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、当該別の手帳記号番号に基づき被保険者資格を取得していなければ、制度上、請求期間①及び②の保険料を納付することができなかったこととなる。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の旧姓を踏まえ、氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、平成2年9月頃に払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、A市は、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金の記録は確認できない旨回答している上、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100404号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2100022号

第1 結論

昭和56年*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年*月から昭和61年3月まで

私は、昭和56年*月に20歳になったが、翌年に大学に入学し、昭和61年3月に卒業した。

国民年金の加入手続については、20歳になった頃に父親の依頼を受けた母親がA市役所で行ってくれた。請求期間の保険料については、主に父親が母親の分と一緒に勤務先付近の金融機関等で納付し、父親が納付できなかった時には、母親も同市役所等で納付してくれた。

私は、母親が私の保険料を初めて納付してくれた後に、就職するまでは両親で保険料を納付する旨の説明を受けたことや年金手帳も見せてくれたことを明確に覚えている。

現在、就職し、転勤する際に母親から手渡された年金手帳はなくしてしまったが、厚生年金保険に加入した際の年金手帳とあわせて2冊交付されていたのに、請求期間が未加入とされているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった頃に父親の依頼を受けた母親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、両親が保険料を納付してくれたとして請求期間に係る年金記録の訂正を求めている。請求者は、父親について、勤務先で経理や社会保険事務を担当していたので制度に詳しいと陳述していること、及び請求者の加入手続きを行い、保険料を納付したとする母親は、オンライン記録によると、昭和53年5月から国民年金に任意加入被保険者として加入しており、国民年金加入期間においては保険料が全て納付されていることが確認でき、両親の年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、母親は、昭和56年頃に請求者の国民年金の加入手続をA市役所で行い、

主に父親が二人分の保険料を納付していたこと、及び金額等は覚えていないが、自身でも同市役所、若しくは、郵便局又は金融機関で請求者の保険料を納付し、自身の分と一緒に納付した可能性もあると陳述しているところ、A市は、請求者が昭和56年3月12日から平成3年8月31日まで同市に居住していた旨回答していることから、母親が同市役所で請求者の加入手続きを行い、両親が保険料を納付することは可能であった。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続きを母親に依頼し、母親の保険料と一緒に請求者に係る請求期間の保険料を主に納付したとする父親は、既に亡くなっていることから詳細は不明であり、父親が納付したとする金融機関等は、請求期間当時の納付に係る資料は保管していない旨回答していることから、父親による請求期間当時の保険料納付状況は確認できない。

また、請求者の加入手続き及び保険料納付をA市役所等で行ったとする母親は、上述のとおり陳述しているものの、請求者が請求期間当時居住していたA市は、請求者に係る国民年金の記録はない旨回答しており、母親の陳述に沿って保険料が納付されたとすると、請求期間において、請求者及び母親の保険料納付が複数回にわたり順次行われていたこととなるが、その全ての事務処理において、請求者のみ未納とされる誤りが繰り返し生ずる可能性は低いものとみられる。

さらに、請求者は、母親から手渡された請求期間に係る年金手帳はなくしたとしている上、請求者が提出した年金手帳及びオンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号）は、昭和61年4月に就職した際に払い出された厚生年金保険に係る手帳記号番号を用いて付番されていることが確認できること、i）紙台帳検索システムにおいても請求者の国民年金被保険者名簿等の帳票類は索出されず、請求者に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付が行われていた形跡は確認できないこと、ii）国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、iii）昭和55年度から昭和60年度に社会保険事務所（当時）からA市に対して払い出された国民年金手帳記号番号を確認しても、請求者の氏名は見当たらないことを踏まえると、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であったと考えられ、未加入者に対して納付書が送付されるとは考え難い。

加えて、両親が請求者に係る請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。